

難聴児補聴器購入助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器購入費用の一部を助成します。

○対象児童

下記のいずれにも該当するもの

□市内に住所を有していること

□両耳の聴力レベルの平均が 30dB 以上 70dB 未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと

□申請年度の前年度の 3 月 31 日時点において、18 歳未満であること

○助成額

◎補聴器購入費及びイヤーマールド交換費

(購入後の修理、電池のみの交換は対象外。)

購入費等と下表の基準額を比較し、低い額の約 3 分の 2 (千円未満切捨て)

※補聴器の更新・買替えについては、原則として耐用年数経過後であって、補聴器が使用に耐えない場合は助成対象とします。

※原則、装用効果の高い側の耳に装用する補聴器が対象ですが、教育上又は生活上必要があると認められるときは両側の耳に装用する補聴器も対象とします。

○申請書類等

(1) 申請書

(2) 医師の意見書(指定医の作成したもの)(※1)

(3) 補聴器の見積書

(※1) イヤーマールド交換の場合は必要ありません。

補聴器の種類	基準額 (1 台当たり)	耐用 年数	備考
ポケット型	59,000 円	5 年	イヤーマールドを必要とする場合は、基準価格に 9,500 円以内で必要な額を加算。 修理及び電池のみの交換は対象外
耳かけ型	71,200 円		
耳あな型(レディメイド)	92,000 円		
耳あな型(オーダーメイド)	144,900 円		
骨導式ポケット型	74,100 円		
骨導式眼鏡型	126,900 円		
イヤーマールド交換	9,500 円	1 年	新規購入・更新から 1 年以内の交換は対象外 新規購入及び更新の際、医師の処方に基づき助成を受けたものに限る。

○ご不明な点は下記までお問合せください。

福祉課 総合支援係 TEL:23-3216 FAX:32-9008